

## 海岸保全基本計画の変更の主なポイント

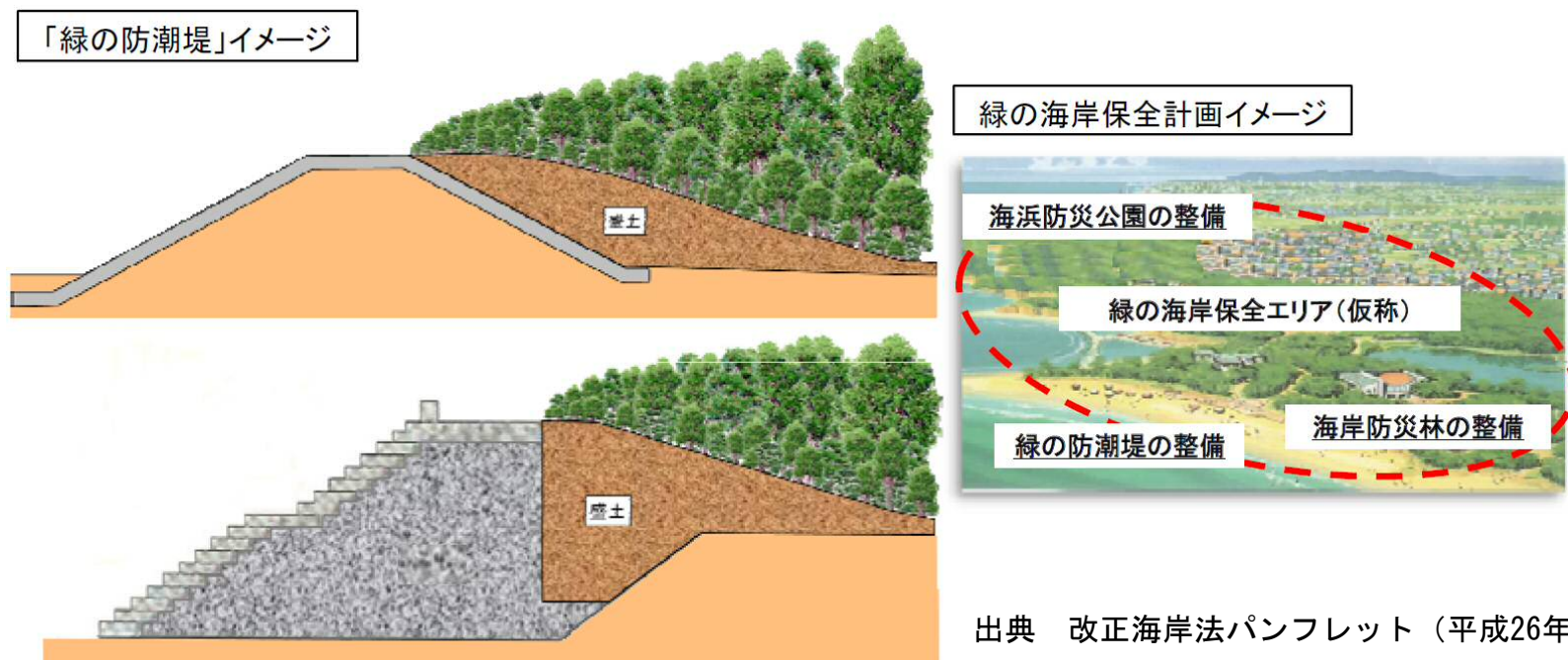
# 計画変更の背景(海岸法の改正)

## ①計画変更の背景(海岸法の改正)

- ・本計画書は平成26年の海岸法改正を踏まえて、平成15年に策定された海岸保全基本計画を変更するものである。
- ・海岸法改正の主な内容は以下の通り(1~5)。

### (1)減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

- ・(背景)東日本大震災で堤防が壊れ、背後地の被害が拡大
- ・(改正)緑の防潮堤など粘り強い構造の堤防の位置づけ
- ・(改正)防災、減災対策に関する協議会の設置



# 計画変更の背景(海岸法の改正)

## (2)水門・陸閘等の操作規則等の策定

- ・(背景)東日本大震災で水門陸閘の操作者が多数犠牲
- ・(改正)操作方法、訓練等に関する規則策定の義務付け
- ・(改正)障害物の処分に関する仕組みを整備

## (3)海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

- ・(背景)高度成長期に整備された施設が、今後急速に老朽化
- ・(改正)管理者が施設維持、修繕すべきことを明確化
- ・(改正)統一的な維持、補修の基準を策定

<海岸堤防等の老朽化の現状>



※平成25年3月 国土交通省、農林水産省調べ(岩手県、宮城県、福島県を除く)  
※完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている



# 計画変更の背景(海岸法の改正)

## (4) 座礁船舶の撤去命令

- ・(背景) 海岸保全区域内の座礁船舶を撤去させる仕組みが未整備
- ・(改正) 座礁船舶を撤去させる仕組みを整備

## (5) 海岸協力団体制度の創設

- ・(背景) 民間団体等では海岸における多様な活動を実施
- ・(改正) 海岸の維持等を適切に行える海岸協力団体に認定し、活動を促進

<民間団体等の具体的活動の事例>



海岸環境の維持  
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護  
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化  
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

出典 改正海岸法パンフレット (平成26年)

# 計画変更のポイント(津波に対する防護水準)

## ②計画変更のポイント(津波に対する防護水準)

### (背景)

- ・東北地方太平洋沖地震による津波被害を教訓に、津波対策として「レベル1津波(ハード対策)」と「レベル2津波(ソフト対策中心)」を想定することになった(平成23年)。
- ・これを受けて、秋田県沿岸のレベル1津波を設定し、高潮・津波に対する設計水位および計画堤防高を見直した(平成25年)。

### (主な変更内容)

- ・レベル1津波とレベル2津波における防護水準の考え方を記載。[p13~14]
- ・秋田沿岸の設計水位の一覧表を記載。[p15]
- ・津波防災地域づくり、多重防護の考え方を記載。[p18、24]

表 秋田沿岸の設計水位

地域海岸名 ※1	対象地震	地区名	設計津波 の水位 (T.P.+m)	高潮・波浪 防護高 (T.P.+m)	津波、高潮 のチェック	計画 堤防高 (T.P.+m)
八森地域海岸	庄内沖地震(1833)	八森地域海岸	4.7	5.5	高潮	5.5
能代地域海岸	北海道南西沖地震(1993)	能代地域海岸	4.1	5.5	高潮	5.5~6.8※2
		北浦~畠漁港	3.0	5.5	高潮	5.5

・  
・  
・

# 計画変更のポイント(海岸保全施設の維持又は修繕)

## ③計画変更のポイント(海岸保全施設の維持又は修繕)

### (背景)

- ・今後、老朽化した海岸保全施設が急増する。また、予算や人員確保等の課題も多い。
- ・これを受けて、海岸法の一部改正(平成26年)において、海岸保全施設の維持・修繕基準が策定された。

### (主な変更内容)

- ・定期的な巡視または点検を行い、施設の維持及び修繕を計画的に実施することを記載。

[p17、29]

- ・各海岸の維持又は修繕の考え方を、施設諸元とともに、一覧表に整理。[p30～33]

表 海岸保全施設整理表

市町村名	海岸名			延長		保全施設										天端高		維持又は修繕の方法	図面番号	
	海岸名	地区名	所管	海岸線延長(m)	海岸保全区域延長(m)	保全施設の種類	堤防(m)	護岸(m)	消波堤(m)	離岸堤(m)	潜堤・人工リーフ(m)	突堤・ヘッドランド(基)	養浜(m)	水門(樋門・樋管・閘門を含む)(箇所)	陸閘(箇所)	計画天端高(m)	現況天端高(m)			
八森	チゴキ		水管理・国土保全局	2,830	830	護岸		672									5.5	4.9~6.0	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び数年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、特にコンクリート部材の変状や砂浜の浸食等を把握し、施設の機能確保に留意する。	1
	岩館漁港	御所台、ノケソリ、岩館・門ノ沢、物見	水産庁	2,400	2,400	護岸、消波堤、離岸堤、潜堤・人工リーフ、突堤・ヘッドランド、養浜、陸閘		2,400	1,299	573	283	1	300		10	5.5	4.5~6.0	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び数年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、特にコンクリート部材の変状や砂浜の浸食およびゲートの稼働状況等を把握し、施設の機能確保に留意する。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際	1、2	

# 計画変更のポイント(その他の変更)

## ④その他の変更 ※軽微な文章修正等を除く。

変更項目(海岸保全基本計画書)	対応ページ
・海岸線延長の更新	p1,5,25
・沿岸自治体の合併を反映	p1,6,27
・海岸法の一部改正(平成26年)の内容を反映	p3,4
・東日本大震災の記載を追加	p5,7,8
・ハタハタの漁獲量を更新	p9
・漂着ゴミの状況を追加	p9
・海岸利用のイベントを更新	p11
・海岸協力団体の記載を追加	p20
・環境保全の取り組みの記載を追加	p20
・津波避難施設の記載を追加	p22
・整備対象海岸整理表の更新	p28
・施設等の写真を更新	随所

変更項目(海岸保全施設整備計画図)	対応ページ
・整備計画区域および受益地域の更新	全てのページ
・既存施設区域の更新	全てのページ